

○総務省令第十七号

地方自治法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第五十四号）の施行に伴い、及び地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百五十条第四項の規定に基づき、地方自治法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年三月三十日

総務大臣 高市 早苗

地方自治法施行規則の一部を改正する省令

地方自治法施行規則（昭和二十二年内務省令第二十九号）の一部を次のように改正する。
 次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>第十二条の二の三 地方自治法第五十条第四項の規定による報告書の様式は、別記のとおりとする。</p>	<p>〔新設〕</p>
<p>第十二条の二の四 〔略〕</p>	<p>第十二条の二の三 〔同上〕</p>
<p>（別記） 報告書様式（第十二条の二の三関係） 〔様式 別紙 挿入〕</p>	<p>（別記） 〔新設〕</p>
<p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	

別記都（何道府県）（何郡（市）町（村）） 条例制定（改廃） 請求書様式、何広域連合条例制定（改廃） 請求者署名簿様式、都（何道府県）（何郡（市）町（村）） 条例制定（改廃） 請求者署名簿様式、何広域連合条例制定（改廃） 請求代表者証明書様式、何広域連合条例制定（改廃） 請求代表者証明書様式、都（何道府県）（何郡（市）町（村）） 条例制定（改廃） 請求署名収集委任状様式、何広域連合条例制定（改廃） 請求署名収集委任状様式、都（何道府県）（何郡（市）町（村）） 条例制定（改廃） 請求署名収集証明書様式、何広域連合条例制定（改廃） 請求署名収集録様式、都（何道府県）（何郡（市）町（村）） 条例制定（改廃） 請求署名収集委任状様式、何広域連合条例制定（改廃） 請求署名収集証明書様式、何広域連合条例制定（改廃） 請求署名収集録様式、都（何道府県）（何郡（市）町（村）） 条例制定（改廃） 請求署名収集証明書様式、何広域連合条例制定（改廃） 請求署名収集録様式、都（何道府県）（何郡（市）町（村）） 職員措置請求書様式、都（何道府県）（何郡（市）町（村）） 事務監査請求書様式、何広域連合事務監査請求書様式、都（何道府県）（何郡（市）町（村）） 職員措置請求書様式中「平成」を「令和」に改める。

附 則

この省令は、令和二年四月一日から施行する。

[報告書様式（第十二条の二三関係）]

何年度（普通地方公共団体名）内部統制評価報告書

〔何都（道府県）知事〕〔何都（道府県）何市（町村）長〕（氏名）は、地方自治法第150条第4項の規定による評価を行い、同項に規定する報告書を次のとおり作成しました。

- 1 【内部統制の整備及び運用に関する事項】
- 2 【評価手続】
- 3 【評価結果】
- 4 【不備の是正に関する事項】

何年何月何日 〔何都（道府県）知事〕〔何市（町村）長〕
氏 名

備考

長がその他説明をすることが適当と判断した事項は追加して記載することができる。